



鳥取県公報

平成17年 5月10日(火)
号外第88号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(46)(市町村振興課)..... 1
-----	---

条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 5月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第46号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1~44 略</td> </tr> <tr> <td>45 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定</td> <td>各市</td> </tr> <tr> <td>46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定</td> <td>鳥取市、倉吉市及び米子市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">47及び48 略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村等	1~44 略		45 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定	各市	46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定	鳥取市、倉吉市及び米子市	47及び48 略		<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事 務</th> <th style="width: 30%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1~44 略</td> </tr> <tr> <td>45 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第14号二、第62条の3第4項第14号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定</td> <td>各市</td> </tr> <tr> <td>46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定</td> <td>鳥取市、倉吉市及び米子市</td> </tr> <tr> <td colspan="2">47及び48 略</td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村等	1~44 略		45 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第14号二、第62条の3第4項第14号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定	各市	46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定	鳥取市、倉吉市及び米子市	47及び48 略	
事 務	市町村等																				
1~44 略																					
45 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号二、第62条の3第4項第15号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定	各市																				
46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号八、第62条の3第4項第14号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定	鳥取市、倉吉市及び米子市																				
47及び48 略																					
事 務	市町村等																				
1~44 略																					
45 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第14号二、第62条の3第4項第14号二及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定	各市																				
46 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第13号八、第62条の3第4項第13号八及び第63条第3項第5号イの規定による優良宅地の認定	鳥取市、倉吉市及び米子市																				
47及び48 略																					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。